

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果の報告を行います。

当委員会は、休会中の去る9月18日から20日までの3日間委員会を開催し、今定例会において付託を受けました議案6件について審査を行いました。

なお、説明のために出席を求めた者は、教育長、関係部長並びに関係課長であります。

それでは、順次報告をさせていただきます。

●まず、議案第67号 栗東市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、地方税法及び栗東市税条例の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例の改正を行うものであり、慎重審議ののち、討論もなく採決の結果 全員一致で原案通り 可決すべきもの と決しました。

●次に、議案第71号 栗東市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、3人以上の園児が同時に市立幼稚園に入園している場合、最年長者及び次年長者を除く園児の保育料を全額免除するものです。現在対象世帯は2世帯、適用日が平成25年4月1日となっていることから保育料は遡って還付されます。慎重審議ののち討論もなく、採決の結果 全員一致で原案通り 可決すべきもの と決しました。

●次に、議案第73号 平成25年度栗東市一般会計補正予算(第2号) についてのうち関係する歳出・歳入・その他事項について であります。

委員より多くの意見が出ましたが、その主なものを報告いたします。

まず、社会福祉推進経費のうち、地域福祉支援システム導入委託料について であります。

委員より、要援護者のリストを作るためのシステム導入であるが同意されない方に対してなど具体的な作成方法について の質問があり、

当局より、名簿については、要配慮者ということで高齢者・障がい者など各

課で持っている台帳の中から特に配慮を要するものを要配慮者として提示し、災害発生時に自ら避難することが困難な者のうち、円滑迅速な確保を図るため、特に支援を必要とする者はどういうものかということをも今月末までに各課で対象を絞り、それを避難行動要支援者として挙げていく。自治会や民生委員からの情報等も考慮し、必要な方の台帳への登録漏れがないかたちを考えていく。との答弁がありました。

委員より、今回の台風18号の災害において、避難勧告地域があったが今までの閲覧台帳で支援体制ができていたのか。そのことを把握しているのか。との質問に対して

当局より、今回の避難勧告における要支援者に対し、どう活動されたのか現在把握できていないので今後照会させていただく。また、今回の災害で名簿がなかったことで行動等に支障があったのかを問い合わせることや名簿の中身についてもどういう項目が支援に必要なのか、どういう方法で普段から活用されているかも含め、今回の災害での対応を参考にしながら名簿の整理に反映していく。との答弁がありました。

委員より、今回の災害について聴覚障がい者等への情報提供についての質問があり

当局より、市としては防災無線・メール配信・電話・ファックス等災害を知らせるシステムがある。これらについては手帳などの手続きの時に登録のお願いをしている。障がいの程度により、お知らせする手段も変わってくる。どこまでできるのか考えていかなければならない。まず不都合があったのかどうか現状の把握からさせていただく。との答弁がありました。

委員より、災害時には停電等あらゆるケースが考えられる。市は地域の現状を素早く掌握し、その対応が必要ではないか。との質問に対して

当局より、この地域福祉支援システム導入については昨年議会でもご指摘いただいております。6月に法改正があり、名簿の整理をすすめている。いよいよ予算を計上し、システムの導入を行うものである。あわせてご指摘いただいておりますように、今回の災害を教訓として関係するところの調査をし、より良いものを作っていきたい。との答弁がありました。

質疑経過を踏まえ、この災害時要支援者の取り組みについては全庁的に取り組むべき課題であり、今回の教訓を生し十分検討いただきたいことを申し添えました。

次に、子ども子育て支援事業計画策定事業及び子ども子育て支援システム構築委託料について

委員より、子ども子育て会議委員の増員の理由と諸団体から選任されている委員について役職の任期により変わられた場合の対応は。また、ニーズ調査の項目が多いように感じるが回収率が低くならないか。との質問があり

当局より、条例では定数17名以内となっており、当初予算では10名分の予算計上をしたが、計画策定において子育て中の保護者の意見が重要であることや子育て施設の従事者、病院関係者の意見も聞く必要性から増員させていただきたい。委員の選任については会長や代表者というかたちでお願いしたのではなく、団体からの代表であると考えており、団体役職の任期と委員の任期は別であると考えている。ニーズ調査の項目については、国の子育て会議で検討され示されたものをベースに案として策定したもので、必ず設けなければならない項目と市のニーズに応じた項目がある。このニーズ調査は今後の子育ての施策を決める上で大事なものであり、ある程度のボリュームは必要と考えている。指摘については会議に伝えたい。との答弁がありました。

次に、**私立保育所運営補助のうち、保育士等処遇改善臨時特例事業補助**について、

委員より、公立と私立の保育士の賃金格差はどれくらいあるのか。との質問があり

当局より、それぞれ役職に応じて格差は異なるが、一番多いとされる主任及び課係長級を比べると、市では約平均して500万円くらい、全国保育協議会の調査によると、私立は約430万円との報告がある。公立の平均勤務年数は15年であるが、法人関係では5年～12年と幅がある。この補助事業については国の制度で「子ども安心基金」を活用した取り組みであり、離職の防止・処遇の改善・今回の加算措置の拡大により勤続年数を上昇していく意味があり市としても期待しており、効果があると思っている。との答弁がありました。

次に、**生徒支援事業**について

委員より、人員の確保はできているのか。採用する生徒支援員は具体的に何をされるのか。支援を必要とする生徒数は。との質問があり

当局より、まだ人員は決まっていない。予算が決まり次第八ローワーク等で募集をかける。生徒支援事業の生徒支援員が担当しているのは、教室に入れなけれど学校の別室では頑張れる生徒への対応や落ち着いて教室では対応できない生徒たちへの個別支援である。今回の補正での採用は、学校に来ているけれどなかなか適応的に難しい生徒に対する支援を主にさせていただくものである。支援を必要とする人数については、各中学校4～5名在籍している。小学校では「子どもにここをサポート」の取り組みで各小学校1名を派遣している。

との答弁がありました。

質疑ののち、討論もなく、採決の結果 全員一致で 原案どおり 可決すべきもの と決しました。

尚、 関係する歳入・その他事項については原案通り可決すべきものとした旨を、総務常任委員長に報告いたしております。

●次に、議案第75号 平成25年度栗東市介護保険特別会計補正予算(第1号) については慎重審議ののち、討論もなく 採決の結果 全員一致で 原案通り可決すべきもの と決しました。

●次に、議案第78号 平成24年度一般会計歳入歳出決算認定について のうち、関係する歳出、歳入、その他事項について 審査を行いました。

多くの質疑がありましたが、その主なものを報告いたします。

まず、保育園及び幼稚園の運営事業に関して 保育士の定数管理について であります。

委員より、平成24年度末での待機児童は49名あったとのことですが、保育士の充足はどの程度進んだのか。正規職員の枠を増やす必要があると考えるが、市の考えは。との質問があり

当局より、平成24年度末で18名が不足している状況である。正規職員の採用枠を増やしていくことについて担当課としては望ましいと考えているが、職員定数全体との兼ね合いもあり、担当課として思いはあるが実現は難しい。との答弁がありました。

委員より、人事担当者の出席を求める要請があり、各委員に諮ったところ「異議なし」となり、人事担当者の出席を要請し、幼保職員の定数管理の考え方について、説明を求めました。

当局より、幼保職員の定数の考え方として、幼稚園児が減少傾向にあるものの、臨時職員の確保が困難であることから、幼保については退職者の補充を続けている。職員数から見れば平成24年度からは1名の増員をしており、退職不補充3名の解消を図るという計画もしている。

今年度から定年退職者について、出来るだけ年金の接続を図ろうという面から再任用を行う計画もしているし、OB 職員の活用も併せて行い、現場に配属できる職員も確保しようと考えている。

また、自己都合による退職についても欠員を補充するという考えのもと、現

在 4 名程度の正規職員の公募をしている。こうした問題意識を持ちながら当面はこのような対応をしていこうと考えている。との説明がありました。

次に、**幼児ことばの教室** について

委員より、ことばの教室に一定期間通われると終了となってしまいが、その後のフォローをどうしているのか。また発達検査や相談について、保護者の方から切り出さないと提供できないという現状があり、幼児ことばの教室に通園されている個人ファイルとどう連携を取っておられるのか。との質問に

当局より、幼児ことばの教室終了後においても保護者の心配事や子どもの発達について相談があれば、指導員が対応している。発達検査の関係では、保護者が子どもに対して「困り感」をもってこそ家庭での療育につながっていくので、まずは保護者が声を上げていただいてその対応を図っていく。「相談支援ファイル」についてもきちんと子どもの育ちを成長するまで見ていくということは大事にしており、必ずファイルに書いていただいて、何度も同じことを言わなくてもいいように、すぐわかるようにカルテのようにして大事に使っていただいている。

また、幼児ことばの教室を終了されても相談があれば個別に時間を取って相談を受けている状況にもある。卒園後も、幼児ことばの教室のスタッフと園や小学校の先生方による発達支援の途切れない支援システムがあり、保護者には担任の先生や特別支援の先生等に相談しながら育てていく姿勢を持っていただけるようアナウンスするように心がける。との答弁がありました。

次に、**図書館等整備事業** について

委員より、図書館の蔵書の選定の方法及び公立図書館の蔵書冊数の基準はあるのか。との質問があり

当局より、蔵書の選定及び分野的なバランスについては今日までの利用の度合い・市民からの要望・図書館のみならず全国的な流行図書などを勘案し、職員の中で蔵書選定の会議をもち行っている。図書館の蔵書の選定及び冊数の基準は、住民の要望・社会情勢・地域の実情に十分留意しつつ資料の収集を行うこととされており、人口の割合に対してどのくらいの冊数が望ましいということですが、昨年の本市の人口の場合でありますと 273,012 冊となります。との答弁がありました。

次に、**児童生徒支援室設置事業** について

委員より、「特別支援教育の推進によって、これまで不登校や集団不適応とされてきた児童生徒の中には、一定の発達障がいのある児童生徒が存在している

ことが明らかとなってきました。そこでより効果的な支援を実現していくために、こども発達支援課との協働を今後も進めていく必要がある。」と実績報告書にあるが、教職員の研修とか連携についてどのように取り組んでいるのか。との質問に対し

当局より、発達障がい等の研修状況、理解度についてどうかということですが、職員によって認知状況に若干の差はあろうかと思うが、特に特別支援教育に関しては、夏に研修講座を設けている。また市内の学校に赴任された先生、新しく先生になられた方については特別支援教育の講座を最低受講しなければならないとしている。どの担任も特別支援教育の正しい理解、認識を高めていくということはこれからも今まで以上の課題として取り組んでいく。さらに、子どもたちをどう支えていくのかということでは一人の担任の先生だけではなく、みんなの先生で見ていくことが大事でありそういう取り組みも現実はしているということも報告させていただく。との答弁がありました。

質疑ののち、討論では 条例や予算に反対し、認められないといったことが活かされた決算であること などを理由とする反対討論がありましたが、採決の結果 賛成多数で認定すべきもの と決しました。

尚、関係する歳入・その他事項については、認定すべきものと決した旨を総務常任委員会委員長に報告いたしております。

●次に、議案第82号 平成24年度栗東市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について であります。

委員より、施設介護サービス等給付費について委員より、施設を整備すると介護保険料に跳ね返ってくる面があり、保険料も計画期毎に上がってきており負担が重くなっている。施設整備も当然しなければならないが保険料との見極めが必要である。国の負担を増やすことはできないのか。との質問に対して

当局より、本市におきましては、国の補助で財政調整交付金という制度がある。平均で5%ですが、本市においては0.22%という状況である。理由は国の基準に則り75歳以上の人口割とそれに対応する所得の割合で決まり、本市では75歳以上の方が少なく、一人あたりの所得が高いということで低くなっている。県を通じ国の方に財政調整交付金の5%一律確保と別枠で調整してほしいとの要望をしている。との答弁がありました。

質疑ののち、討論では 介護保険料の値上げや予算についても反対し、認め

られない予算が執行された決算であることなどを理由とする反対討論がありましたが、採決の結果 賛成多数で 原案通り 認定すべきもの と決しました。

最後に、文教福祉常任委員会として「決算審査指摘事項」として取りまとめ、当局に申し入れを行ったことを申し添えさせていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件に対する審査経過と結果の報告といたします。宜しくご審議いただきますようお願いいたします。